

事業報告書			
医療法人整理番号		02293	
報告期間		令和7年7月1日	
目		全	
生		令和8年6月30日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人社団恵桜会	
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度採用	
(2)	事業所の所在地	兵庫県	
	都道府県	兵庫県	
	市区町村	神戸市東灘区	
	町名・番地	住吉本町一丁目5番8号1階	
	建物名		
(3)	設立認可年月日	従たる事業所の記載はこちら	
(4)	設立登記年月日	令和4年12月1日	
(5)	理事長の氏名	金城	
	姓	金城	
	名	麻恵	
	役員及び評議員の人数	1	
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	
(9)	その他	記載はこちら	
		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の増設又は廃止等を記載する。（任意）	

事業報告書				
1-(2) 従たる事務所の所在地				
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名	

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の

医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

- 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
- 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

事業報告書									
2-(1) 本県業務 (開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）									
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数				
診療所	あさみ矯正歯科		2830103665	兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目5番8号1階	一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床
									感染症病床
									結核病床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の順に記載する。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載する。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の順は、入所定員及び通所定員を記載する。

事業報告書					
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)					
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員 通所定員

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関等を発行又は購入する医療法人が記載し、(ア)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないと。	

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
(注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない	

2-(9) その他	
日付	記載事項
	(注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療料の贈与又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 医療法人社団 恵桜会
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目5番6号1楼

※医療法人整理番号 02293

貸借対照表
令和8年6月30日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	96,721	I 流動負債	63,192
II 固定資産	42,972	II 固定負債	0
1 有形固定資産	1,878	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	63,192
3 その他の資産	41,094	純資産の部	
(うち固有医療機関債)		科目	金額
		I 基金	10,000
		II 積立金	66,501
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	76,501
資産合計	139,693	負債・純資産合計	139,693

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団恵桜会
所在地 兵庫県神戸市東灘区恵比寿町一丁目3番2号1階

医療法人整理番号 02293

損 益 計 算 書
目 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日

(単位：千円)

科目		金	額
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		98,941
	2 事業費用		98,581
	本来業務事業利益		360
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		
	2 事業費用		
	附帯業務事業利益		0
	事業利益		360
II	事業外収益		1,782
III	事業外費用		
	経常利益		2,142
IV	特別利益		
V	特別損失		1,359
	税引前当期純利益		783
	法人税等		72
	当期純利益		711

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名	医療法人社団 恵桜会	※医療法人整理番号	2293
所在地	兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目5番8号1階		

財 産 目 録
(令和 8年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	139,693 千円
2. 負 債 額	63,192 千円
3. 純 資 産 額	76,501 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	96,721
B 固 定 資 産	42,972
C 資 産 合 計 (A + B)	139,693
D 負 債 合 計	63,192
E 純 資 産 (C - D)	76,501

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

—

様式5

法人名 医療法人社団 東桜会

所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町一丁目5番8号1階

※医療法人管理番号

2298

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団恵桜会

理事長 金城 麻恵 殿

私は、医療法人社団恵桜会の令和8年会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月30日

医療法人社団恵桜会

監事 白 潤夏

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。